

「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に対して 提出された意見等とそれらに対する滋賀県の考え方について



県民政策コメントの実施結果

1 県民政策コメントの実施結果

令和7年3月26日（水）から令和7年4月25日（金）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」についての意見等の募集を行った結果、県民等から8件の意見・情報が寄せられました。

また、同時に市町および関係機関への意見照会を行い、市町から7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見等の内訳

項目	県民	市町
全体	3	-
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	-	-
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等	-	2
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	-	-
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	2	-
第5章 まん延防止	-	1
第8章 治療薬・治療法	2	-
第10章 保健	-	1
第12章 県民生活および県民経済の安定の確保	1	3
計	8	7

御意見等とそれに対する県の考え方①

項目番号	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
全体			
1	—	<p>全体にCOVID-19に関して第5、第6波を念頭に重症者を中心とする患者収容能力に力点をおいた対策となっているが、我が国の対応は、特に3波までが諸外国に比し優れていると評価でき、初動期における対応につきもう少し詳細に記載する必要がある。積極的疫学調査が非常に有効であったことに鑑み、初動期初期における封じ込め戦略の有用性および我が国における成功体験をもう少し強調してもよいと思われる。</p>	<p>改定政府行動計画は、3年以上にわたる新型コロナ対応の経験を踏まえ、初動期対応に焦点を当てるのではなく、「中長期的に複数の波が来ることも想定し、柔軟かつ機動的に対策を切り替える」ことがポイントとなっています。 県行動計画としても重要なポイントであると考えていることから、原案のとおりとします。</p>
2	4	<p>2025年度からARIサーベイランス※が始まるることも考えるとその事態を想定した記述があつてもよいと思う。</p> <p>※ARI 急性呼吸器感染症 急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称</p> <p>※サーベイランス 感染症の発生動向調査</p>	<p>ARIサーベイランスおよび新型インフルエンザ等感染症発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応として、以下のとおり記載しておりますので、原案のとおりとします。</p> <p>P57 サーベイランス 1-2. 平時に行う感染症サーベイランス ① 県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向、入院患者の発生動向および保育施設・学校等における咳などの呼吸器症状・発熱による欠席状況等の複数の情報源から県内の流行状況を把握し、その分析結果等について定期的に公表する。 ④ 県等は、保健所や感染症指定医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知体制の整備を行う。</p>

御意見等とそれに対する県の考え方②

項番	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
—	—	—	<p>P125 保健 2-4. 新型インフルエンザ等感染症等にかかる発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応 県等は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等にかかる発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査および検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、感染症指定医療機関への入院について協力を求める。</p>
3	—	コロナ禍において、隔離施設の不足、保健所における受付空間の不足、公共施設の老朽化に伴う換気機能不十分による感染対策不十分についての対応策を明示すべき。	<p>新型インフルエンザ等対策行動計画は、ハード整備を目的とした計画ではないため、県行動計画への記載はいたしません。なお、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（平成28年3月）（令和4年3月修正）」においては新型コロナウイルス感染症対策について、「感染防止策の徹底」を図る旨記載されております。</p> <p>また、コロナ対応を受け、感染症法が改正され、新型インフルエンザ等の発生時に隔離施設や療養施設として活用できるよう宿泊施設確保措置協定制度が整備され、当県においても宿泊施設確保措置協定により隔離施設・療養施設として活用できるよう協定の締結を進めています。なお、県行動計画P91 医療 「1-1-9.宿泊療養施設等の確保を行う協定締結機関」にもこの旨記載しております。</p>

御意見等とそれに対する県の考え方③

項目番号	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
第1部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等			
4	26	新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録の中には、個人情報保護等の観点から公表できない情報も含まれると考えられるため、市町が公表すべき記録の具体的な範囲を記載していただきたい。	<p>感染症の発生状況等に関する公表基準等につきましては、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関する政府ガイドライン」を参考に、県マニュアル等で定めることとしていることから、原案のとおりとします。 (政府ガイドラインP8一部抜粋)</p> <p>⑤ 感染症の発生状況等に関する公表基準等</p> <p>感染症の発生状況等に関する情報の公表については、国民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する必要がある。その際、基本的には、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を参考にしつつ、適切に対応することが考えられる。このため、準備期から、国においては、新型コロナウイルス感染症における公表に係る対応や経験を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症の特徴等に応じて、地方公共団体等の意見も踏まえつつ、必要な見直しや、関係法令等の解釈・運用の一層の明確化（必要に応じて厳格化や柔軟化を含む。）及び周知を行う。</p>
5	26	平時の備えとして、主体が記載されていない。	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 <u>(赤字下線部分追記)</u></p> <p><u>県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、各施設や医療機関とともに体制の整備を進め、有事に備えた準備を行う。</u></p>

御意見等とそれに対する県の考え方④

項目番号	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組			
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション			
6	64	差別、偏見などを単に禁止として発出するのではなく、未知感染症に対する最も有効な初期対応である「封じ込め」、「積極的疫学調査」やそれに伴う個人の状況から感染している可能性の高低の推定などが背景にあることを念頭におき、「防止すべき封じ込めの副作用」という情報提供が有用と考える。準備期のみならず初動期、対応期初期にわたり繰り返し行うことが肝要である。	<p>下記のとおり記載しており、感染症法に基づく各種措置も含めて、リテラシーの向上が図られるように、正しい知識・情報の発信を行っていきます。</p> <p>P64 1-1-3偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信 県は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、県民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信を行う。</p> <p>P70 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るために、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）について限られた知識しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明する。</p>
7	68	対応期については、初期とその後を分けて既述した方が分かりやすい。	対応期の目的として、「科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める」旨記載しています。また、封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明といった形で、対応期の中でも状況に応じて対応する旨記載していますので、原案のとおりとします。

御意見等とそれに対する県の考え方⑤

項目番号	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
第5章 まん延防止			
8	72	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、タクシーは公共交通機関に含まれているため、一般社団法人滋賀県タクシー協会を指定地方公共機関として指定することを検討いただきたい。	各種公共交通機関や他の都道府県の状況等を踏まえ議論していきます。
第8章 治療薬・治療法			
9	105	<p>P105に「県は対症療法薬の生産および備蓄の支援を行う。」の追記を求める。</p> <p>現在は季節性インフルエンザの発生で解熱鎮痛剤や咳止め薬などの一部医薬品が不足状態となる生産体制である。県内製薬企業はいくつかの要因で生産体制の再構築が遅れていると思われる。よって生産設備向けの融資や、生産の効率化目的の「厚生労働省に提出する生産手順書」の改訂作業を行政が支援することにより書類審査の迅速化等を希望する。</p>	<p>「対症療法薬の生産体制・備蓄に関する事項」については、政府行動計画に国（厚生労働省）が実施する事項として記載されているところで、対症療法薬の生産および備蓄に関する事項は国が直轄で行うものと認識しています。</p> <p>なお、県行動計画では、発生した新型インフルエンザ等に対応する治療薬に係る事項として、準備期から、国や国立健康危機管理研究機構が示す情報等に基づく治療薬・治療法を使用できるよう「医療機関等への情報提供・共有体制の整備」や「抗インフルエンザウイルス薬の円滑な供給体制の構築」を掲げており、国と連携し、医療機関や薬局に対し、対症療法薬の適正使用や過剰な買い込みの防止等の指導を行います。</p>
10	105	<p>P105に「1-2-3ワクチン接種による健康不安対策」の追記を求める。</p> <p>コロナワクチンは新しいタイプのワクチンであったこともありワクチンに対する不安や副反応等による健康被害と思われる症状が発生している。健康被害と思われる症状が発生しても因果関係が確定していないことから、補償が支払われない事例や、遅延する事例があった。予防接種健康被害救済制度の広報や仮払い制度の導入等の対策によりワクチン接種の不安軽減を希望する。</p>	<p>第6章ワクチン項目で、準備期に予防接種制度、対応期に副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の周知について記載していることから、原案のとおりとします。</p> <p>P82 1-5-1. 接種体制 P83 1-6. 情報提供・共有 P86 3-3-1. ワクチンの安全性にかかる情報の収集および提供 P86 3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済 P86 3-4. 情報提供</p>

御意見等とそれに対する県の考え方⑥

項目番号	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
第10章 保健			
11	130	<p>従事する職員への対策は、県だけでなく、各職場の職員のメンタルヘルスや健康管理として必要なことになるので、県は対策についての啓発をし、市町や社会福祉施設等の職員のメンタルヘルス対策を講じる必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 <u>(赤字下線部分追記)</u></p> <p>P130 3-2-8. メンタルヘルス対策 県は、発生した新型インフルエンザ等がまん延し、対応が長期化した際に、保健所職員（応援職員を含む）や市町職員、医療従事者、社会福祉施設職員等が新型インフルエンザ等の対応を行うにあたり、強度の心理的な負荷がかかることが想定されるため、各機関においてメンタルヘルス対策を強化するよう啓発するほか、必要な対策を実施する。</p>
第12章 県民生活および県民経済の安定の確保			
12	140	<p>P140に「1-3-3教育および学びの継続の体制整備」の追記を求める。「対応期」において教育現場の負荷軽減を目的とする体制整備が必要と考える。</p> <p>具体的には学校の出欠連絡および確認に「出欠管理システム」などの校務支援用デジタルツールの導入を求める。コロナの対応期や例年のインフルエンザでも、こども園や小中学校で欠席者が増えてくると出欠連絡に人手が取られ、教育や防疫体制の構築が不十分となっていた。最近、実用レベルの高校向け出欠管理システムが開発されてきたことから早期の導入を図り、教育現場の負荷増加を少なくする。</p>	<p>学校、園への校務支援用デジタルツールの導入については、すでに市町や県において、オンライン授業や欠席連絡などにおいてICT環境が整備され、子どもや保護者と双方向で連絡をとれる環境整備が進められているところであるため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、対応期における教育現場の負担軽減方策については、引き続き改善に向け検討していきます。</p>

御意見等とそれに対する県の考え方⑦

項番	頁	案への御意見（要約）	御意見に対する県の考え方
13	144	市町の単位を超えて事業を展開している事業者が多い中、各市町で生活関連物資の等の価格高騰や売り惜しみについて調査・監視をすることには実効性がないため、県の業務としていただきたい。加えて、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行うことについても、調査・監視をもとに行うものであることから、県の業務としていただきたい。	<p>特措法第6条、第7条に基づき、政府行動計画には都道府県行動計画の作成基準を定め、都道府県行動計画には市町村行動計画の作成基準を定めることとされています。このため、政府行動計画において市町村が実施することとされているものは、都道府県行動計画にも記載する必要があります。</p> <p>また、特措法第8条に基づき、市町村行動計画には「生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する事項」を定める必要があります。さらに、特措法第59条には、「市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。」とされていますので、原案のとおりとします。</p>
14	144	市場に流通している生活関連物資等の価格の高騰または供給不足に対して、市町で具体的に対応できることがないため県の業務としていただきたい。「および市町」を残す場合には、想定している具体的な取組の内容を教えていただきたい。	N0.13の回答と同様。
15	146	事業者支援にかかる財政上の措置について、特措法に記載のある内容であることは承知しているが、行動計画であることから、詳細のイメージを記載いただきたい。	<p>事業者支援の具体的な取組については、國の方針や支援制度等に基づき、その時の状況に応じて実施するものと認識しています。また、財政上の措置については、県行動計画の実施体制の項目に記載しており、県としては当該記載に基づき対応することになりますので、原案のとおりとします。</p> <p>P45 2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 P48 3-1-4. 必要な財政上の措置</p>